

等々力緑地再編整備・運営等事業における植栽計画をお知らせします

川崎市では、令和5年4月より、等々力緑地における再編整備と管理運営を含めた一体の事業として、等々力緑地再編整備・運営等事業をPFI法に基づく事業手法を活用の上、進めております。

本事業においては、本日7月2日（水）に川崎とどろきパーク株式会社から提出を受けた条例環境影響評価書（以下「評価書」という。）が公告され、その中で現計画における樹木の伐採本数が示されたところです。この度改めて、本市として、等々力緑地の緑の植栽計画についてお知らせいたします。

【評価書で示された植栽の取り扱い等に係るポイント】

- ・この度の評価書により、再編整備により高さ3m以上の樹木に係る伐採本数（約990本）が示されましたが、現計画においては新たに約1,800本の樹木を植栽することを予定しています。
- ・現在行っている整備内容の見直しにより、伐採本数は現計画からさらに減少する見込みです。
- ・再編整備事業の取組を通じて、緑の量、質を充実させ、緑の保全に配慮した取組を推進していきます。

1 再編整備の概要

等々力緑地では、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する市民に親しまれている総合公園であり、PFI法に基づく事業手法を活用し再編整備と管理運営を含めた一体の事業として、令和5年4月から等々力緑地再編整備・運営等事業を進めています。

2 再編整備における「みどり」の考え方

再編整備にあたり、「緑と水広場」、「安全・安心」、「生物多様性」の3つの視点からみどり豊かな安全・安心の場となる公園づくりをめざし、要求水準書に次のようなことを定めています。

- ・既存の樹林地、水辺などの自然環境を活かすこと、また、生物多様性の視点も考慮すること
- ・川崎市緑化指針に基づき、緑化面積率30%以上を確保すること
- ・生育不良や混み合って成長を妨げている植栽については、生育環境に配慮し必要に応じて移植や伐採等の対応を行うこと

3 現計画（令和6年10月の基本設計成果）における植栽計画

本事業では、実施計画で定めた等々力緑地の目指すべき将来像（誰もが心地よく過ごせる等々力緑地など）の実現や、要求水準書^{※1}における「みどり」の考え方に沿って、**伐採本数（約990本^{※2}）を超える約1,800本を新たに植栽することにより、現在の約2,500本から約3,300本とする計画（約30%増）となっています。なお、植栽にあたりましては、本事業により伐採が生じる樹種も考慮して植栽する計画となっています。**

※1 要求水準書とは、本市が示す民間事業者が達成すべきサービスの水準

※2 上記樹木の本数には維持管理上伐採する樹木の数は含まれていません

4 今後の見通し

物価高騰の影響など、社会経済状況が変化する中においても、等々力緑地が持続可能で、さらに魅力ある公園緑地でありつづけられるよう、現在整備内容の見直しを行っており、本年夏ごろ、方向性については報告を予定しています。なお、現時点での想定として、既存樹木（高さ3m以上の樹木）の伐採本数は現計画からさらに100本から200本程度減少する可能性があります。

<完成イメージパース>



（問合せ先）

川崎市建設緑政局富士見・等々力再編整備室 荒木
電話 044-200-2417